

社会福祉法人いぶき福社会 常勤嘱託職員就業規則

（目 的）

第1条 この規則は、本会の施設（以下「施設」という）に勤務する常勤嘱託職員（以下「嘱託職員」という）の労働条件、服務規律その他就業に関する必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない労働条件に関する事項については、労働基準法その他の法令による外、必要に応じてその都度理事長が定める。

（嘱託職員の定義）

第2条 この規則において嘱託職員とは、本会の施設に勤務する常勤の職員で、次の各号の一に該当する者をいう。

- （1）本会就業規則の第9条第1項の規定に基づき退職し、引き続き嘱託職員として雇用した者及び60歳を超えて施設長として採用した者
- （2）新たに嘱託職員（支援員）として採用した者
- （3）新たに嘱託職員（世話人）として採用した者

（雇用期間）

第3条 嘱託職員の雇用期間は1年とする。ただし、前条第1号及び第2号の規定に基づく嘱託職員は、満65歳に達する年度末日まで雇用することができる。また、前条第3号の規定に基づく嘱託職員は、満75歳に達する年度末日まで雇用することができる。

（雇用条件）

第4条 嘱託職員の報酬は、理事長が当該嘱託職員の経歴を勘案し別表に基づき決定する。

2 嘱託職員の諸手当は、通勤手当、超過勤務手当、送迎手当、賞与及び処遇改善手当等とし、職員の例に基づき支給する。

3 嘱託職員の服務、勤務時間、休憩時間、休日及び休暇、休職、復職、退職は、職員就業規則を準用する。

（規則の改廃）

第5条 この規則の改廃は、理事会が決議する。

（委 任）

第6条 この規則に定めることの外、規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。(事業名の変更)

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(雇用期間の明確化による改正)

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(嘱託職員の定義に基づく別表の改正)

附 則

この規則は、令和元年 6 月 5 日から施行する。(諸手当の明記に伴う改正)

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(最低賃金の上昇に伴う別表の改正)

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。(資産形成 DB 手当に関する諸規定を追加するための改正)

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。(常勤嘱託職員の雇用期間の限度を明確にするための改正)

別 表

1. 第 2 条第 1 号に該当する嘱託職員の月額報酬

- ① 施設長 250,000 円
- ② 支援員・事務員 185,000 円

2. 第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する嘱託職員の月額報酬

号 給	月額報酬
1	160,000 円
2	165,000
3	170,000
4	175,000
5	180,000
6	185,000
7	190,000
8	195,000
9	200,000
10	205,000
11	210,000
12	215,000
13	220,000

※昇給は、13 号給で停止する。

※初任給は、原則として最終学歴及び本会での勤務実績に基づき決定する。

高校卒業（1号給）、短期大学卒業（3号給）、大学卒業（5号給）

※本表1及び2の月額報酬には資産形成DB手当を含むものとし、資産形成DB手当は、別に定める資産形成DB手当給付規程のとおり支給する。